

赤字解消・激変緩和措置計画(高槻市)

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	8	高槻市

I. 赤字の発生状況

I-(1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。
 ※納掛は、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			小計
保険料の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	①~⑨ (円)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※その他は、理由別に区分けて貼付してください。

決算補填等以外の目的											小計	合計
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他 一部負担金の減免額の補填	その他 多子世帯支援奨励金	その他 (解消すべきもの)	その他		
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	⑰ (円)	⑱ (円)	⑲ (円)	⑳ (円)	⑩~⑳ (円)	㉑=①~⑳ (円)
0	87,069,927	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87,069,927	87,069,927

	(千円)
(A) 解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	0
(B) 解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③~⑨,⑩,⑭,⑮,⑰~⑱	0

【確認事項】赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

- 確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。
 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

I-(2) 繰上充用金の新規増加額(C)

繰上充用金	平成28年度		(C) 新規増加額
	平成27年度	平成28年度	
	0	0	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

I-(3) 赤字額

	(千円)
国定義 (D)=(A)+(C)	0
大阪府定義 (E)=(B)+(C)	0

I-(4) 赤字の原因

II. 赤字の解消計画

II - (1) 赤字解消のための基本方針

早期の赤字解消に努める。

II - (2) 赤字解消のための具体的取組

令和5年度には解消できるよう努める。
 なお市独自減免及び市激変緩和措置額については、平成30年度の広域化により府内の保険料率が統一されたことを受け、急激な保険料の増額改定を避けるため、平成30年度から令和5年度までの激変緩和計画を策定し、財源として、大阪府の激変緩和措置と本市の繰越金を充てていました。令和3年度、大阪府において統一保険料率の上昇を抑制するため、激変緩和措置の見直しが行われた影響により、本市の計画上の財源の不足分は繰入をもって財源に充当したものであり、令和6年度に必ず解消するものであります。

II - (3) 赤字解消の年次計画 (総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	-							0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0

(総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

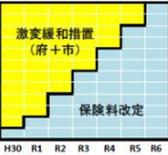
対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	▲ 323,469	323,469	0	0
残額	0	0	0	0	323,469	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0
残額	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	0	0	0	▲ 323,469	323,469	0	0
残額	0	0	0	0	323,469	0	0	0

Ⅲ. 激変緩和措置計画

Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

--

Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組																								
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																										
1	保険料・税区分	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一																									
2	保険料率 (医療)								統一	激変緩和措置の期間において、 ①医療費の増加分は、毎年増加分の改定を行う。 ②制度変更に伴う影響分は、大阪府と市独自の激変緩和措置を活用し、保険料の急激な増加を抑制し、下記のとおり段階的な保険料改定を行う。																								
	所得割(割合)	7.39%(50.00)	7.98%(55.15)	8.57%(57.19)	9.05%(56.68)	8.63%(53.03)	8.71%(51.96)	9.18%(50.39)	統一																									
	均等割(割合)	7,608円(10.00)	8,996円(11.53)	10,980円(13.44)	14,159円(16.07)	18,135円(20.10)	22,411円(23.30)	28,309円(26.89)	統一																									
	平等割(割合)	51,688円(40.00)	43,238円(33.32)	39,961円(29.37)	39,360円(27.25)	39,085円(26.87)	36,686円(24.74)	36,589円(22.72)	統一																									
	賦課限度額	54万円	58万円	61万円	63万円	63万円	65万円	65万円	統一																									
2	保険料率 (後期)								統一	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <th>年度</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> <tr> <td>保険料改定割合</td> <td>1/12</td> <td>1/6</td> <td>2/6</td> <td>3/6</td> <td>4/6</td> <td>5/6</td> <td>統一</td> </tr> <tr> <td>各年度改定率</td> <td>1/12</td> <td>1/12</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> </table> 	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	保険料改定割合	1/12	1/6	2/6	3/6	4/6	5/6	統一	各年度改定率	1/12	1/12	1/6	1/6	1/6	1/6	1/6
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6																										
	保険料改定割合	1/12	1/6	2/6	3/6	4/6	5/6	統一																										
	各年度改定率	1/12	1/12	1/6	1/6	1/6	1/6	1/6																										
所得割(割合)	2.87%(50.00)	2.69%(49.01)	2.69%(49.11)	2.7%(48.89)	2.73%(48.93)	2.66%(48.96)	2.98%(49.05)	統一																										
均等割(割合)	2,904円(10.00)	3,900円(13.11)	4,770円(15.98)	5,707円(18.96)	6,673円(21.86)	7,561円(24.75)	9,484円(27.61)	統一																										
平等割(割合)	19,730円(40.00)	18,746円(37.88)	17,361円(34.91)	15,863円(32.15)	14,382円(29.21)	12,377円(26.29)	12,257円(23.34)	統一																										
	賦課限度額	19万円	19万円	19万円	19万円	19万円	20万円	22万円	統一																									

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	2.84%(50.00)	2.32%(47.14)	2.59%(45.22)	2.66%(45.17)	2.47%(45.53)	2.49%(45.58)	2.62%(45.98)	統一	
	均等割(割合)	3,132円(10.00)	4,989円(16.60)	8,190円(23.45)	10,693円(29.72)	11,966円(35.79)	14,114円(41.96)	17,304円(47.81)	統一	
	平等割(割合)	14,754円(40.00)	11,934円(36.26)	11,819円(31.33)	9,939円(25.11)	7,018円(18.68)	4,754円(12.46)	2,471円(6.21)	統一	
	賦課限度額	16万円	16万円	16万円	17万円	17万円	17万円	17万円	統一	
3 保険料の減免基準		据え置き	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	統一	
4 仮算定の有無		仮算定有り	仮算定有り	仮算定有り	仮算定有り	仮算定有り	仮算定有り	仮算定無し	統一	
5 本算定の時期		8月	8月	8月	8月	8月	8月	6月	統一	
6 納期数		12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	10ヶ月	統一	
7 一部負担金の減免基準		据え置き	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	統一	

上記のとおり提出します。

令和 6年 1月 22日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 高槻市

代表者名 高槻市長 濱田 剛史

印

別紙 赤字解消の年次計画（内訳表）

（千円） %

	区分	項目	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	8	高槻市
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①保険料収納不足のため	国府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②累積赤字補填のため	国	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③医療費の増加	国府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④後期高齢者支援金等	国府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤公債費等、借入金利息	国府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥高齢者療養費賞付金	国府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦保険料(税)の負担緩和を図るため	国府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧地方単独の保険料(税)の軽減額	国府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨任意給付に充てるため	国府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩保険料(税)の減免額に充てるため	府	解消額	-	0	0	0	0	▲ 27,181	27,181	0	0
		解消率	-					-	-	-	-
		残 額	0	0	0	0	0	27,181	0	0	0
⑭納税報奨金(納付組織交付金等)	府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑮基金積立	府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑰その他(一部負担減免額の補填)	府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑱その他(多子世帯支援奨励金)	府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑲その他(解消すべきもの)	府	解消額	-	0	0	0	0	▲ 296,288	296,288	0	0
		解消率	-					-	-	-	-
		残 額	0	0	0	0	0	296,288	0	0	0